

様

大阪市長

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 1 項の規定により、 年 月 日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

様式 5－（2）

（指定医療機関の指定を更新しないこととした場合）

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。